

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第229号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成22年12月10日 08時00分ごろ	
発生場所	広島県三原市尾道糸崎港糸崎岸壁 尾道糸崎港松浜防波堤南灯台から真方位307° 960m付近 （概位 北緯34° 23.4′ 東経133° 06.2′）	
事故等調査の経過	平成22年12月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 ^{かくよう} 鶴洋丸、749トン 141273、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び佐伯汽船株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 バルバスバウに凹損 岸壁 不詳	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、セメント約2,000tを積載し、尾道糸崎港の糸崎岸壁に着岸作業中、船長が左舷ウイングで操船するため、船橋から左舷ウイングへ主機遠隔操縦装置の切替えを行ったのち、左舷ウイングで同装置を操作したが、同装置が作動せず、平成22年12月10日08時00分ごろ、船首部が同岸壁に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし 不明 本船は、尾道糸崎港の糸崎岸壁に着岸作業中、船長が、主機遠隔操縦装置の切替えを適切に行っていなかったことから、左舷ウイングで同装置を操作しようとしたが、同装置が作動せず、同岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、尾道糸崎港の糸崎岸壁に着岸作業中、船長が、主機遠隔操縦装置の切替えを適切に行っていなかったため、左舷ウイングで同装置を操作しようとしたが、同装置が作動せず、同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。	